

兵庫県住宅再建共済制度約款

(平成 17 年 9 月 1 日)

この約款は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度について、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号。以下「条例」といいます。）第4条第1項に規定する共済制度（以下「住宅再建共済制度」といいます。）に加入する者と、兵庫県から住宅再建共済制度の運営を委託された公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」といいます。）との間で締結される共済契約に関して定めるものです。

第1章 住宅再建共済制度への加入

(加入資格)

第1条 住宅再建共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者（個人又は法人を問いません。）です。ただし、国、地方公共団体及び次に掲げる法人は、加入することができません。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）の規定により設立された地方住宅供給公社
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、共済基金が別に定める公共的団体

(加入単位及び加入の対象となる住宅)

第2条 住宅再建共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはできません。

- 2 住宅再建共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。別棟の店舗や倉庫、塀やカーポート等付属の工作物は対象となりません。
- 3 前項の住宅は、1つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があります。この場合において、1つの世帯が独立して生活を営むことができるか否かは、おおむね次に掲げる設備をすべて有しているか否かにより判断することとします。

- (1) 1つ以上の居住室
- (2) 専用（社宅、寮、寄宿舎、賃貸用共同住宅その他共同で居住する住宅にあっては、共用を含みます。次号及び第4号において同じです。）の炊事用流し（台所）
- (3) 専用のトイレ
- (4) 専用の出入口

(加入の手続)

第3条 住宅再建共済制度への新たな加入（以下「新規加入」といいます。）の申込み又は条例第5条第2項の申出（以下「特約加入の申出」といいます。）は、加入申込書兼申出書兼預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（以下「加入申込書」といいます。）に必要事項を記載の上、加入申込書を共済基金に提出して行うものとします。この場合において、加入申込書が共済基金に到達した日を加入日とします。ただし、事故その他の特別の事情により、到達した日を特定することができない場合は、消印日の翌日を加入日とします。

2 前項の加入申込書の提出は、必要事項を共済基金のホームページに入力し、送信することで代えることができます。この場合において、入力データの受信を行った翌日を加入日とします。

3 共済契約は、第5条に規定する共済期間が満了する日の1か月前までに、加入者から書面により継続して加入しない旨

の申出がない限り、引き続き共済期間についての加入（以下「継続加入」といいます。）の申込みがあったものとして、自動的に更新するものとします。

4 住宅再建共済制度へ3月に新規加入をする場合には、新規加入と継続加入について、併せて申込みがあったものとし

す。

5 住宅再建共済負担金は、加入者が指定した金融機関等（以下「指定金融機関」といいます。）を通じて、自動口座振替（株式会社ゆうちょ銀行にあっては、自動払込み。以下同じです。）又は、クレジットカード（共済基金指定のものに限ります。）により払い込むものとします。

6 住宅再建共済負担金の自動口座振替日は、次に掲げる日とします。ただし、これらの日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日が自動口座振替日となります。クレジットカードにより払い込む場合においては、カード会社指定の日に引き落とされます。

- (1) 新規加入 加入日の属する月の翌月の27日
- (2) 継続加入 継続加入に係る共済期間の直前の3月27日。

ただし、第4項の規定による継続加入については、4月27日

7 自動口座振替日に自動口座振替による払込みがなされなかったときは、自動口座振替日の属する月の翌月の27日（その日が指定金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日）に、再度、自動口座振替により払い込むものとします。

8 共済基金が別に定める場合については、第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、共済基金が別に定める方法により、加入の申込み又は特約加入の申出を行い、及び住宅再建共済負担金を払い込むことができるものとします。

(住宅再建共済負担金等)

第4条 住宅再建共済負担金は、年額方式とし、住宅1戸につき、次に掲げる金額とします。

- (1) 新規加入 月額500円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円）
- (2) 継続加入 年額5,000円

2 特約加入の申出をする場合における住宅再建共済負担金の額は、前項の金額に次に掲げる金額を加えた額とします。

- (1) 新規加入 月額50円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が500円を超えるときは、500円）
- (2) 継続加入 年額500円

3 加入の申込みをする者が、既に、兵庫県家財再建共済制度約款による家財に係る共済制度に加入している場合において、この約款第3条第5項の規定により払い込む額は、当該住宅再建共済負担金の額から、兵庫県家財再建共済制度約款第4条第4項の規定に基づき、共済基金が別に定める割引額を減じて得た額とします。

(共済期間)

第5条 共済期間は、次のとおりとします。

- (1) 新規加入 加入日からその年度の3月31日まで
- (2) 継続加入 4月1日から翌年の3月31日まで

第2章 住宅再建共済給付金

(住宅再建共済給付金の給付)

第6条 加入に係る住宅（以下「対象住宅」といいます。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因とする災害（以下「自然災害」といいます。）により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、加入者の給付申請に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる額の住宅再建共済給付金を給付し

ます。

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をした場合 〔建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合〕	600 万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

- 2 対象住宅（特約加入の申出に係る対象住宅に限り。以下この項及び第7条第4項第2号エにおいて同じです。）が、自然災害により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、準半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、加入者の給付申請に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる額の住宅再建共済給付金を給付します。

区 分	給付額
(1) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築若しくは購入をした場合、又は対象住宅の補修をした場合 〔建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合〕	25 万円 (12万5千円)
(2) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

- 3 住宅再建共済給付金の給付を受けた後であっても、第7条第1項の期間内に本条第1項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、その区分に応じて同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の住宅再建共済給付金を給付するものとします。
- 4 加入者が自らの居住の用に供していない住宅（以下「賃貸住宅等」といいます。）である対象住宅が自然災害により被害を受けた場合における第1項の表の(1)又は第2項の表の(1)に規定する対象住宅に代わる住宅は、兵庫県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とします。
- 5 第1項の全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊、及び第2項の準半壊とは、内閣府の定める災害の被害認定基準（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により、当該自然災害に関して市町においてなされる認定に基づくものとし、それぞれ次の表の右欄に掲げる被害の程度をいいます。

区分	被害の程度
全壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失をしたもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用する

	ことが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、流失、埋没若しくは焼失をした部分の床面積（以下「損壊部分」といいます。）がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいいます。）の補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊又は半壊	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上50%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上40%未満のもの
準半壊	半壊に準ずる程度の住宅の破損で、補修を必要とする程度のもの（ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。）のうち、損壊部分がその住宅の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が10%以上20%未満のもの

第6条の2 条例第9条の4の規定により共済給付金が減額される場合には、前条の規定にかかわらず、条例の定めるところに従い住宅再建共済給付金を給付します。

（住宅再建共済給付金の給付申請期間等）

第7条 住宅再建共済給付金の給付申請は、自然災害が発生した日から起算して5年以内に行わなければなりません。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に給付申請をすることができない場合には、その理由を記載した書面による申出を行うことにより、この期限経過後の給付申請が認められる場合があります。

2 住宅再建共済給付金は、原則として、第6条第1項又は第2項の表の左欄のいずれかに該当することとなったときから、給付申請することができるものとします。

3 前項の規定にかかわらず、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を行うことを証する書類がある場合その他当該建築若しくは購入又は補修を行うことが明らかであると認められる場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行う前に給付申請をし、住宅再建共済給付金の給付を受けることができます。ただし、条例第9条の4の規定により共済給付金が減額される場合は、この限りではありません。

4 前項の給付を受けることができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修がなされなかったときには、当該住宅再建共済給付金の全額を返還していただきます。

(1) 対象住宅に代わる住宅の建築又は購入を行うことを証する書類がある場合 300万円（対象住宅が準半壊の被害を受

けた場合にあっては、25万円)

- (2) 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行うことが明らかである場合（前号に該当する場合を除きます。）

ア 対象住宅が全壊の被害を受けた場合 200万円

イ 対象住宅が大規模半壊の被害を受けた場合 100万円

ウ 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受けた場合
50万円

エ 対象住宅が準半壊の被害を受けた場合 25万円

（住宅再建共済給付金の給付申請手続）

第8条 住宅再建共済給付金の給付申請は、次に掲げる書類を共済基金に提出して行うものとします。

- (1) 住宅再建共済給付金給付申請書
- (2) 対象住宅の所有権を証する書類（対象住宅の登記事項証明書等の写し）
- (3) 対象住宅について市町が発行したり災証明書の写し
- (4) 第6条第1項の表の(1)から(4)まで又は同条第2項の表の(1)のいずれかに該当する場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修をしたことを証する書類（登記事項証明書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に定める検査済証、領収書等の写し）
- (5) 前条第3項による給付申請を行う場合には、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類
ア 前条第4項第1号に該当する場合 対象住宅に代わる住宅の建築又は購入を行うことを証する書類の写し
イ 前条第4項第2号に該当する場合 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行うことを約する書類
- (6) その他共済基金が必要と認める書類

第3章 共済契約の解除等
（共済契約の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済基金は、加入者に催告することなく、共済契約を解除するものとします。

- (1) 第3条第7項の自動口座振替による住宅再建共済負担金の払込みがなされなかったとき。
- (2) 加入者が、虚偽の内容により、加入の申込み（特約加入の申出を含みます。以下同じです。）、住宅再建共済給付金の給付申請又は第12条若しくは第15条の規定による届出をしたとき。
- (3) 加入者が、次のいずれかに該当するとき。
ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

2 前項各号のいずれかに該当したため共済契約を解除した場合は、住宅再建共済給付金は給付せず、住宅再建共済給付金を既に給付していたときにあっては、当該住宅再建共済給付金の全額を返還していただきます。

3 共済契約を解除した場合は、既に払い込まれた該当共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。

4 共済契約の解除は、加入者に対する通知により行います。
（共済契約の消滅）

第10条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、消滅するものとします。

- (1) 自然災害以外の原因により、対象住宅が滅失し、又は第

2条に規定する加入の対象となる住宅でなくなったとき。

- (2) 住宅再建共済制度に係る加入者が対象住宅の所有者でなくなったとき。

2 第12条の規定により加入者の地位が承継される場合は、共済契約は、消滅しないものとします。

3 加入者は、第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、共済基金に届け出なければならないものとします。

4 共済契約が消滅した場合は、既に払い込まれた該当共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。

（共済契約の無効）

第11条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- (1) 第1条に規定する住宅再建共済制度に加入することができず、加入の申込みをし、住宅再建共済負担金を払い込んだとき。
- (2) 第2条に規定する加入の対象となる住宅以外の住宅について、加入の申込みをし、住宅再建共済負担金を払い込んだとき。

2 前項の場合において、加入の申込みをした者に故意又は重大な過失がないときは、既に払い込まれた住宅再建共済負担金の全部又は一部を返還するものとします。

（加入者の地位の承継）

第12条 加入者について相続、合併又は分割があった場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対象住宅の所有権を承継した法人が加入者の地位を承継するものとします。この場合には、加入者の地位を承継した者は、その旨を共済基金に届け出なければならないものとします。

2 対象住宅が譲渡された場合は、対象住宅の譲受人が、その対象住宅の譲渡人の同意を得たことを証する書面を共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができます。

（共済契約の解約）

第13条 加入者は、共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出することにより、共済契約を解約することができます。

2 前項の場合において、共済契約は、書面に記載された脱退の日の翌日から、その効力を失うものとします。

3 共済契約を解約した場合は、既に払い込まれた該当共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。

第4章 その他

（譲渡及び担保の禁止）

第14条 加入者は、住宅再建共済給付金の給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することができないものとします。

（共済基金への届出が必要となる場合）

第15条 加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、直ちに、書面によりその旨を共済基金に届け出なければならないものとします。この届出がないときには、住宅再建共済給付金の給付を受けられないことがあります。

- (1) 自然災害により対象住宅が滅失したとき。
- (2) 加入者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- (3) 自動口座振替に係る口座又は支払方法を変更したとき。
- (4) その他加入申込書の記載事項に変更があったとき。

（通知の方法）

第16条 共済基金は、共済契約に関する重要な事項について、加入申込書に記載されている住所に通知をします。加入者が、共済基金に対して氏名又は住所の変更の届出をしなかったために、共済基金からの通知を受領することができなかったとしても、共済基金が責めを負うことはないものとし、この場合には、共済基金が通知を発した日の翌日をもって効力が発

生したものとします。

(不服の申立て)

第 17 条 住宅再建共済給付金の給付に係る共済基金の決定に不服がある場合は、共済基金の決定があったことを知った日から 3 月以内に、書面で、共済基金に対して不服の申立てをすることができます。

2 共済基金は、不服の申立てがあったときは、不服の申立てを受けた日から 60 日以内に不服の申立てに対する決定をし、決定の内容を不服申立人に通知します。

3 前項の決定をする場合においては、共済基金は、不服審査委員会における審査を経るものとします。

(約款の変更)

第 17 条の 2 共済基金は、共済期間中であっても、法令等の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4（定型約款の変更）第 1 項に基づき、この約款の変更をすることにより、契約の内容を変更する場合があります。

2 前項の場合には、共済基金は、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力の発生時期について、共済基金のホームページその他の適切な方法により周知します。

(この約款の解釈の基準)

第 18 条 この約款は、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みである兵庫県住宅再建共済制度の趣旨に従い、解釈し、運用されなければならないものとします。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成 17 年 9 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 加入の申込みの手続は、この約款の施行の日（以下「施行日」といいます。）前に行うことができます。

3 施行日前になされた加入の申込みに係る加入日は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 9 月 1 日とします。

附 則

この約款は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号にただし書を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行します。

附 則

この約款は、平成 19 年 10 月 10 日から施行します。

附 則

この約款は、平成 21 年 9 月 8 日から施行します。

附 則

この約款は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この約款は、平成 22 年 8 月 1 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成 26 年 8 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 加入の申込み（特約加入の申出を含みます。以下同じです。）の手続は、この約款の施行の日（以下「施行日」といいます。）前に行うことができます。

3 施行日前になされた加入の申込みに係る加入日は、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 8 月 1 日とします。

附 則

この約款は、令和 2 年 10 月 6 日から施行します。

附 則

この約款は、令和 3 年 10 月 6 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 この約款の施行の際現に改正前の兵庫県住宅再建共済制度約款第 3 条第 3 項なお書き及び同条第 6 項第 3 号の規定により複数の共済期間について一括して共済負担金を納付している者の共済負担金の額については、なお従前の例によります。